

10. 都市公園管理上の決まり事

(例示：県の公園の場合)

1. 行為許可（支障がなければ許可を受けて実施できる行為）

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。（20円/㎡・日）

2 占用許可（やむを得ない場合に限り許される行為：下記物件に限定）

- (1) 電柱、電線、変圧塔その他これに類するものを設置すること
(電柱：1, 500円/本・年 鉄塔：280円/㎡・年)
(テレビ塔は「その他これらに類するものに含まれない。)
- (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設置すること
(外径20cm未満：50円/m・年、外径20cm以上：80円/m・年)
- (3) 地下に通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設を設置すること
- (4) 郵便差出箱又は公衆電話所を設置すること
(公衆電話所：4, 900円/個・年)
- (5) 非常災害の際の救済措置として仮設工作物を設置すること
- (6) 競技会、集会、展示会、博覧会等その他これらに類する催しのための仮設工作物を設置すること（36円/㎡・日）
(催しと関係のない露店は含まれない。)
- (7) 標識を設置すること
- (8) 地下に防火用貯水槽を設置すること
- (9) 地下に水道施設、下水道施設、河川管理施設及び変電所を設置すること
- (10) 高架により橋、道路、鉄道、軌道を設置すること
- (11) 索道及び鋼索鉄道を設置すること
- (12) 警察署の派出所及びこれに附属する物件を設置すること
- (13) 天体、気象又は土地観測施設を設置すること
- (14) 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設を設置すること
(36円/㎡・日)
- (15) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場を設置すること
(36円/㎡・日)

3 禁止行為

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること
- (2) 正当な権原や理由に基づかず竹木を伐採し、又は植物を採取すること
- (3) 正当な権原や理由に基づかず土石、竹木等の物件を堆積すること
- (4) 正当な権原や理由に基づかず土石の採取その他土地の形質の変更をすること
- (5) 正当な権原や理由に基づかず動物を捕獲し、又は殺傷すること
- (6) 貼り紙、貼り札その他広告物を表示すること
- (7) 公園管理者が指定した立入禁止区域内に立ち入ること
- (8) 公園管理者が指定した以外の場所に車を乗り入れること
- (9) たき火をすること（バーベキュー広場など、公園管理者が指定した場所を除く）
- (10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること

4 設置・管理許可

「公園施設」（売店など）について、次のいずれかに該当する場合に限り、公園管理者以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる

- (1) 公園管理者（県）が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの
- (2) 公園管理者（県）以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

※ 上記以外の行為については、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさない常識的な範囲において許可を受けずに行うことができる（自由使用）